

旭川医科大学病院乳腺疾患センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院乳腺疾患センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院乳腺疾患センター運営委員会規程（平成23年旭医大達第168号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 乳腺疾患センター長	(1) 乳腺疾患センター長
(2) 放射線科の医師のうちから 1人	(2) 放射線科の医師のうちから 1人
(3) 手術部の医師のうちから 1人	(3) 手術部の医師のうちから 1人
(4) 病理部の医師のうちから 1人	(4) 病理部の医師のうちから 1人
(5) 緩和ケア診療部の医師のうちから 1人	(5) 緩和ケア診療部の医師のうちから 1人
(6) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人	(6) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人
(7) 放射線部副部長のうちから 1人	(7) 放射線部副部長のうちから 1人
(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）	(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）
(9) 副看護部長（業務担当）	(9) 副看護部長（業務担当）

(10) 事務局次長（病院担当）

(11) 経営企画課長

(12) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号まで及び第12号の委員は、病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第10号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(10) 病院事務部長

(11) 経営企画課長

(12) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号まで及び第12号の委員は、病院長が委嘱する。

(略)